

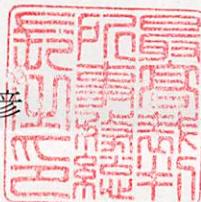
最高裁秘書第897号

平成30年3月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月9日付け（同月11日受付、最高裁秘書第91号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

寺田逸郎最高裁判所長官の退任会見を実施しないことに関して作成し、又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1に該当する文書は作成しておらず、取得した文書は廃棄済みである。

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）